



長野県報

4月2日(月)
平成19年
(2007年)
第1851号

目 次

告 示

長野県希少野生動植物保護条例の規定に基づく保護回復事業計画(2件)(自然保護課)	1
森林づくり地域活動推進事業補助金交付要綱(森林整備課)	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(3件)(会計課)	2
長野県収入証紙売りさばき人の名称変更(会計課)	3

公 告

一般競争入札(税務課)	3
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)	4
建築基準法に基づく認定(建築管理課)	4



長野県告示第218号

長野県希少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第31条第1項の規定により、ヤシャイノデに関する保護回復事業計画を定めましたので、同条第3項の規定により、その概要を次のとおり告示します。

なお、当該保護回復事業計画は、長野県生活環境部自然保護課、各地方事務所環境課及び環境保全研究所飯綱庁舎において閲覧に供します。

平成19年4月2日

長野県知事 村井 仁

1 対象とする種

ヤシャイノデ: Polystichum neolobatum

2 事業の目標

本種が自然状態で安定的に維持できる状態とすることを目標とする。

3 事業の区域

飯田市(旧上村)

4 保護回復のために緊急に取り組む事項

- (1) ニホンジカの食害の防止
- (2) 保護増殖の実施

長野県告示第219号

長野県希少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第31条第1項の規定により、イヌワシに関する保護回復事業計画を定めましたので、同条第3項の規定により、その概要を次のとおり告示します。

なお、当該保護回復事業計画は、長野県生活環境部自然保護課、各地方事務所環境課及び環境保全研究所飯綱庁舎において閲覧に供します。

平成19年4月2日

長野県知事 村井 仁

1 対象とする種

イヌワシ: Aquila chrysaetos

2 事業の目標

本種が自然状態で安定的に維持されるためには、1980年代と同じ繁殖成功率(50%)程度まで回復することが求められ、この数值まで繁殖率を回復することを最終的な目標とする。

このため、まず、これ以上の繁殖率の低下を防ぐことを当面10年間の課題とする。

3 事業の区域

長野県全域

4 保護回復のために緊急に取り組む事項

- (1) 開発等の影響の低減
- (2) 生息情報の収集、管理及び利用
- (3) 生息環境の改善

自然保護課

自然保護課

長野県告示第220号

森林づくり地域活動推進事業補助金交付要綱を次のように定め、平成19年度の補助金から適用します。

平成19年4月2日

長野県知事 村井 仁

森林づくり地域活動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地域における森林の整備及び保全を推進し、森林の多面的機能の持続的発揮を図るため、市町村及び森林整備を行う非営利団体等が実施する森林づくり地域活動推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(経費及び補助率)

第2 第1で規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

経 費	補 助 率
市町村及び森林整備を行う非営利団体等が行う森林づくり地域活動推進事業に要する経費	2分の1以内

(事業計画書の提出)

第3 補助事業者が、第2に規定する事業を実施しようとするときは、別に定めるところにより事業計画書を知事に提出するものとする。

(事業変更計画書の提出等)

第4 補助事業者が、第3の規定により提出した事業計画書の内容

を変更しようとするときは、速やかに事業変更計画書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者が、補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかにその旨を書面により知事に報告しなければならない。

(交付申請書等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、森林づくり地域活動推進事業補助金交付申請書によるものとする。

(補助金の交付の請求)

第6 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、森林づくり地域活動推進事業補助金交付請求書を地方事務所長に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第7 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(申請書等の経由)

第8 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、千曲市及び須坂市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の長を経由するものとする。

森林整備課

長野県告示第221号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成19年4月1日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成19年4月2日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
信濃寒天農業協同組合	諏訪市沖田町4丁目41番地6	諏訪市沖田町4丁目41番地6

会計課

長野県告示第222号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成19年4月1日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成19年4月2日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
(有)食協	木曾郡木曽町福島5393番地	木曾郡木曽町福島2757-1 木曾合庁売店内

会計課

長野県告示第223号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成19年4月1日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成19年4月2日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
北安曇土木振興会	大町市大字大町白塩町1058-2	大町市大字大町白塩町1058-2 大町合同庁舎内

会計課

長野県告示第224号

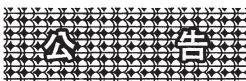
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成19年4月1日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）変更の届出がありました。

平成19年4月2日

長野県知事 村井 仁

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	御代田町		北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2
旧	御代田町助役		北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2 御代田町役場会計室内

会計課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月2日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

個人事業税課税資料収集業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成19年4月13日から平成19年5月11日まで

(4) 入札方法

マイクロ複写及び引伸ばし1枚当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課

電話 026 (235) 7048

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年4月9日 午前11時

イ 場所 長野県長野保健所 103号会議室